

浄化槽を設置している方へ

浄化槽は、定期的な保守点検・清掃が義務付けられているのをご存じですか？

浄化槽は、水中の微生物の働きを利用して汚水を浄化する生活排水処理施設です。そのため、微生物が活発に働き、きれいな水に浄化処理できるように、浄化槽の保守点検・清掃をする必要があります。また、これらの管理状態を総合的に診断する法定検査を定期的に受検することが浄化槽法により義務付けられています。

維持管理が適正に行われないと、機能が低下し汚れた水が流れ出して、排水路や川などの環境汚染を引き起こすばかりでなく、浄化槽の機能を正常に戻すために余分な費用がかかることとなりますので、「保守点検」「清掃」「法定検査」を必ず実施してください。

保守点検は保守点検業者に

必ず依頼しましょう

浄化槽は、機能を維持するために、年4回以上(形式などにより回数は異なります。)の保守点検が必要です。保守点検は、知事登録を受けた「浄化槽保守点検業者」に必ず依頼しましょう。なお、保守点検を行った場合、点検記録票が渡されますので3年間保存し

ておきましょう。

定期的な清掃を許可業者に

必ず依頼しましょう

浄化槽は適正に使用しても、1年を経過すると槽の中に微生物の死骸などがスカムや汚泥となって溜まります。スカムや汚泥が溜まり過ぎると浄化槽の機能に支障をきたし、水質低下や悪臭の原因となりますので、年1回以上(全バッキ式は半年に1回の清掃が浄化槽法で義務付けられています。清掃は、市の許可を受けた「浄化槽清掃業者」へ申し込んでください。

法定検査を必ず受けましょう

〇7条検査

浄化槽を使い始めて、3か月後から5か月の間に実施する検査で、工事の状況や放流水のBOD検査等を行い総合的に設置の状態を判定します。

〇11条検査

毎年1回実施する検査で、浄化槽の放流水のBOD検査等を行い浄化槽



の機能判断を行います。

検査は、愛媛県知事指定検査機関(社)愛媛県浄化槽管理センターが行いますので、必ず検査を受けてください。

浄化槽らくらく一括契約

保守点検・清掃・法定検査の3つの義務が一つになった「浄化槽らくらく一括契約」(委託者、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関との4者契約)をお勧めします。料金が割安で、点検・清掃が確実に実施されトラブルに迅速に対応ができます。

浄化槽の清掃に関する問い合わせ

【本庁地区】(有)伊予環境保全 ☎982-2587

☎983-0999

【中山地区】大山衛生社 ☎984-1699

【双海地区】(有)松下衛生社 ☎987-0230

法定検査に関する問い合わせ

(社)愛媛県浄化槽管理センター ☎925-2661

浄化槽についての問い合わせ

伊予市水道部下水道課 ☎982-1111(内線599)